

山口県報

平成18年
4月25日
(火曜日)

目次

| | |
|--|---|
| 告示 | 一 |
| 新たに生じた土地の確認の届出(三件)(市町課) | 一 |
| 救急病院でなくなった医療機関(医務保険課) | 三 |
| 救急病院の認定(医務保険課) | 三 |
| 保安林の指定(森林整備課) | 三 |
| 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課) | 四 |
| 歳入の徴収の事務の委託の解除(会計課) | 四 |
| 公告 | 四 |
| 契約の締結(管財課) | 四 |
| 契約の締結(税務課) | 五 |
| 山口県立おのだサッカークラブ交流公園に係る指定管理者の指定(地域政策課) | 五 |
| 山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者の指定(文化振興課) | 六 |
| 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定(文化振興課) | 六 |
| 山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定(文化振興課) | 六 |
| 土地改良区役員届出(農村整備課) | 七 |
| 平成十八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課) | 七 |
| 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定(漁港漁場整備課) | 八 |
| 一般競争入札の実施(物品管理課) | 九 |
| 選管告示 | 〇 |
| 政治団体の名称等 | 一 |
| 政治団体の異動事項 | 一 |
| 解散等に係る政治団体の名称等 | 四 |
| 資金管理団体の異動事項 | 五 |
| 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 | 五 |

指定の取消しに係る資金管理団体の名称等……………一六

労委公告……………一六

山口県労働委員会のおつせん員候補者……………一六



山口県告示第二百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、宇部市長から宇部市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年三月二十七日確認した旨の届出があった。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

宇部市八王子町一四六六の七二地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結ぶ平成十三年秋分の満潮位(D.L. + 三・四八メートル)における公有水面と宇部岬九号護岸との境界線、2の地点から9の地点までを順次結んだ線及び1の地点と9の地点を結ぶ昭和四十三年九月二十四日付け四二指令港湾第一三三〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・六〇メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地九五一・二四平方メートル

- 1の地点 宇部市大字沖宇部字沖ノ山の明神町沖四等三角点(北緯三三度五五分四一・〇四〇秒東経一三二度四分五七・四〇五秒)から一〇四度五三分四八秒一、四〇八・三七メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二六八度一八分四一秒一・三七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三五七度四七分五七秒一四・四〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から八八度一七分一七秒一・四一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三度三九分四三秒七六・六〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三〇四度〇八分〇四秒二・七五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三度四四分四秒二・二九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から七五度三九分一〇秒一五・八七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一六〇度三五分一九秒〇・六七メートルの地点

山口県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、萩市長から萩市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年三月二十四日確認した旨の届出があつた。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

萩市大字山田字堂之久保五二〇二の九から同大字字玉江浦五一五三の一に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位（D.L. + 〇・八一メートル）における公有水面と陸地との境界線、7の地点と8の地点を結ぶ昭和五十年二月四日付け指令港湾第一〇二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 〇・九〇メートル）、8の地点から14の地点までを順次結んだ線及び1の地点と14の地点を結んだ線に囲まれた区域の公有水面埋立地四、七三六・三九平方メートル

- 1の地点 萩市大字江向字江向の八丁三等三角点（北緯三四度二四分一〇・六四二秒 東経一三一度二三分五八・〇七九秒）から一九四度一七四分三秒二、一五五・三三メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一三九度三九分三秒三三・四〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一七八度四二分四一秒一四四・〇九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一六二度〇一分三一秒八一・一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から七一度四五分〇二秒七・六八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から五三度四二分三八秒三六・六六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一七五度〇八分一〇秒八九・〇四メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三四三度〇四分四九秒二八三・八一メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三四二度四二分三八秒一・三七メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三四四度一八分三九秒二・四八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三三度一七分一九秒一・〇五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三三三度五二分〇〇秒一・八四メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三一度四二分五八秒一・一四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三五五度四二分五五秒二二・〇〇メートルの地点

山口県告示第二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、周南市

長から周南市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年三月二十四日確認した旨の届出があつた。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

周南市大字櫛ヶ浜字南浜二四二の五〇、二四二の五二及び二四二の九一地先公有水面で、次の1の地点から15の地点までを順次結んだ線、15の地点から16の地点を結ぶ平成九年秋分の満潮位（D.L. + 二・七四メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と櫛ヶ浜防波堤との境界線及び1の地点と16の地点を結ぶ満潮位における公有水面と六号埋立防潮堤との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地六、七三一・四八平方メートル

- 1の地点 周南市大字栗屋字奈切の大島二等三角点（北緯三四度〇分三〇・八七一 秒東経一三一度四九分〇八・六一秒）から二二度一七四分五秒一、九三秒五・五一メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二七六度一〇分三六秒二九・九八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から六度一九分二秒六六・一四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九六度二〇分二五秒一・五三メートルの地点
- 5の地点 4の地点から六度二〇分一秒二・九八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二七六度四七分三秒一・五三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から六度一八分五秒三四・九一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九六度三一分七秒一・五三メートルの地点
- 9の地点 8の地点から六度一八分五秒三三・〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二七六度二二分〇四秒一・五三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から六度一八分二六秒三四・九六メートルの地点
- 12の地点 11の地点から九六度四九分二秒一・五三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から六度二一分五秒二・九八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二七五度一八分四秒一・五四メートルの地点
- 15の地点 14の地点から六度一七分二秒六五・六二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一三四度五三分三秒三八・三三メートルの地点

周南市開成町四五五の四三から同町四五五の二六を経て同市臨海町四に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成十三年六月十九日付け指令港湾第二二号の二でしゅん功認可された埋立地と公有水面

- 1の地点 1の地点から二七六度一〇分三六秒二九・九八メートルの地点
- 2の地点 2の地点から六度一九分二秒六六・一四メートルの地点
- 3の地点 3の地点から九六度二〇分二五秒一・五三メートルの地点
- 4の地点 4の地点から六度二〇分一秒二・九八メートルの地点
- 5の地点 5の地点から二七六度四七分三秒一・五三メートルの地点
- 6の地点 6の地点から六度一八分五秒三四・九一メートルの地点
- 7の地点 7の地点から九六度三一分七秒一・五三メートルの地点
- 8の地点 8の地点から六度一八分五秒三三・〇一メートルの地点
- 9の地点 9の地点から二七六度二二分〇四秒一・五三メートルの地点
- 10の地点 10の地点から六度一八分二六秒三四・九六メートルの地点
- 11の地点 11の地点から九六度四九分二秒一・五三メートルの地点
- 12の地点 12の地点から六度二一分五秒二・九八メートルの地点
- 13の地点 13の地点から二七五度一八分四秒一・五四メートルの地点
- 14の地点 14の地点から六度一七分二秒六五・六二メートルの地点
- 15の地点 15の地点から一三四度五三分三秒三八・三三メートルの地点

との境界線(D.L. +三・〇九メートル)、3の地点から5の地点までを順次結ぶ平成七年四月十八日付け指令港湾第三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・〇九メートル)、5の地点と6の地点を結んだ線及び1の地点と6の地点を結んだ線に囲まれた区域の公有水面埋立地二八三、〇四二・〇五平方メートル

- 1の地点 周南市大字富田字西ノ島の西ノ島三等三角点(北緯三四度〇三分〇〇・〇六五秒東経一三二度四四分三五・七八〇秒)から一六度五三分一九秒一六四・九二メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三二一度五九分一六秒四一五・七九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から四六度四〇分二五秒二六七・九七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四六度二八分五六秒五〇五・一一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から七七度五六分四一秒一七五・八〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一八一度二五分〇〇秒二八八・一五メートルの地点

山口県告示第二百三十号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成十八年四月二十五日

| | |
|------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 |
| 国民健康保険中央病院 | 玖珂郡錦町大字広瀬一〇七二の一 |
| 町立美和病院 | 美和町大字渋前一七七六 |

山口県告示第二百三十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年四月二十五日

| | | |
|-----------|---------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 認定が効力を有する期限 |
| 岩国市立錦中央病院 | 岩国市錦町広瀬一〇七二の一 | 平成二一、三、一九 |

岩国市立美和病院 " 美和町渋前一七七六 " " "

山口県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

美祿郡秋芳町大字嘉万字新立四六七、四七四の一、四七五の一、四七六、字奈良郷四八二の一、四八四の一、四八四の三、四八五、四八六の一、字円ヶ迫四九三、四九五の一、四九六の一、四九六の三、四九六の九、四九七の一、四九七の三、四九八の一、四九八の三、字応神埜五〇〇の一、五〇〇の四、五〇一の一、五〇一の三、五〇三の一、字植山五三〇の一、五四〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字上小川東分字田添西平四四、四九から五一まで、五三、五四、五七、一〇六一、二七五の一、二七五二から二七五五まで、二七六一、二七九六、二七九七、字新開二七九五、二七九九、二八〇〇、二八〇二の一、二八〇三の一、大字紫福字羽座五一九、五二〇、五二二、五二五、五二七

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字上小川東分字田添西平四、四九から五一まで、五三、五四、五七、一〇六一、二七五二の一、二七五二から二七五五まで、二七六一、大字紫福字羽座五一九・五二〇・五二一・五二五(以上四筆)について次の図に示す部分に限る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第二項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十四年山口県告示第百八十六号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十八年四月四日限り消滅した。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

下関市西部加入区

山口県告示第二百三十四号

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第四十四条第一項第二号の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務の委託を解除した。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

| | | | | | |
|------------------------|-----------------------------------|------------------|---|----------------------------|--------------------------------|
| 委託を解除された者 名称 所在地 | 財団法人山口県施設管理財団 山口市大字吉敷三九九五の一 | 委託の解除に係る取扱歳入金の種類 | 陸上競技場使用料 テニスコート使用料 第二球技場使用料 ラケット・サツカ場使用料 スポーツ文化センター使用料 弓道場使用料 野外音楽堂使用料 都市公園使用料 (公園施設の使用又は管理及び占用に係るものを除く。) | 解除した委託事務に係る公園 名称 所在地 | 維新百年記念公園 山口市大字吉敷、大字大歳及び大字朝田 |
| 名称 所在地 | 山口県立龜山公園 山口市大手町、龜山町、春日町及び大字後河原 | | | | |

(二三六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部管財課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 千二百二十万キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日

平成十八年三月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

一億五千五百十万二千九百四十三円

七 入札公告日

平成十八年二月三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(三三七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

税務電算システム運用維持管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ 東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番五号

六 契約金額

三千四百六十五万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

自動車税電算処理システム等の運用維持管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立情報システムズ 東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番五号

六 契約金額

三千八百八十二万六千九百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(三三八) 山口県立おのだサッカー交流公園に係る指定管理者の指定

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、山口県立おのだサッカー交流公園に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

称 県立おのだサッカー交流公園運営協会

五

代表者 白井 博文

主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出二丁目一番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(三) 条例第五条の許可をすること。

(四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成十八年七月二十二日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二三九) 山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者の指定

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県民文化ホールいわくに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

サントリーパブリシティサービス株式会社 東京都港区元赤坂二丁目二番三号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二四〇) 秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定

山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県文化振興財団 山口市滝町一番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に開館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

(四) 条例第六条の許可をすること。

(五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関する事

三 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二四一) 山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者の指定

山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県民芸術文化ホールながとに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人長門市文化振興財団 長門市仙崎八一八番地の一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
 (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 (四) 条例第六条の許可をすること。
 (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 三 指定の期間
 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二四二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

| 土地改良区の名称 | 理事の別 | 氏名 | 住所 |
|-------------|------|-------|-------------|
| 宇部市車地北土地改良区 | 理事 | 金澤 生喜 | 宇部市大字山中九九七九 |
| | 監事 | 内藤 恵一 | 大字車地四二一 |
| | | 伊藤 繁美 | 大字山中九九八三 |
| | | 後藤 彦二 | 九七八 |
| | | 後藤 光 | 九七七 |
| | | 原田 和夫 | 九七一 |
| | | 小迫 保明 | 大字荒瀬一〇九三三 |
| | | 松永 國男 | 大字小野一〇八二七 |
| | | 松永 孝昭 | 一〇七九七 |
| | | 吉富 誠 | 大字車地六九 |
| | | 藤村 武昭 | 八六 |
| | | 吉永 義久 | 一六八 |

二 退任した役員

| 土地改良区の名称 | 理事の別 | 氏名 | 住所 |
|-------------|------|-------|-------------|
| 宇部市車地北土地改良区 | 理事 | 金澤 生喜 | 宇部市大字山中九九七九 |
| | 監事 | 内藤 恵一 | 大字車地四二一 |
| | | 伊藤 繁美 | 大字山中九九八三 |
| | | 後藤 彦二 | 九七八 |
| | | 後藤 光 | 九七七 |
| | | 原田 和夫 | 九七一 |
| | | 小迫 保明 | 大字荒瀬一〇九三三 |
| | | 松永 國男 | 大字小野一〇八二七 |
| | | 松永 孝昭 | 一〇七九七 |
| | | 吉富 誠 | 大字車地六九 |
| | | 藤村 武昭 | 八六 |
| | | 吉永 義久 | 一六八 |
| | | 原田 明 | 七八 |
| | | 入江 健二 | 大字荒瀬五〇六八 |
| | | 山田美喜子 | 大字山中九九九 |
| | | 小川 信博 | 大字荒瀬一一一六 |
| | | 原田 耕作 | 大字車地一三一 |
| | 監事 | 大田平四郎 | 四三の一 |
| | | 藤村 軍治 | 大字山中一〇一〇 |
| | | 縄田 光茂 | 大字小野一〇八一八 |

(二四三) 平成十八年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成

十八年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習会の種別
家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所
防府市大字牟礼 山口県立農業大学校
美祢市伊佐町河原 山口県畜産試験場
開催期間
平成十八年六月十九日(月曜日) から同年七月十四日(金曜日) まで
- 三 受講者の定員
十五人
- 四 講習に係る家畜の種類
牛
- 五 講習科目

| 区 分 | 学 科 | | 科 目 |
|-----|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| | 一般科目 | 専門科目 | |
| 実 習 | 畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規 | 生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精 | 家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精 |

- 七 受講願書の提出期限
平成十八年五月二十五日(木曜日)
- 八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料
一万六千八百円に相当する山口県収入証紙を受講願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 十一 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ
と。

(二四四) 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定

山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。)第十五条第一項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関成

| 漁 港 の 名 称 | 甲種漁港施設の名 称 | 甲種漁港施設の場 所 |
|-----------|------------------------------------|------------|
| 徳 山 漁 港 | 浮桟橋A、浮桟橋B、浮桟橋C、駐車場、照明施設、植栽、休憩所及び便所 | 周 南 市 |

- 一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。
 - (二) 条例第十二条の二第一項の許可をすること。
 - (三) 条例第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (四) 条例第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。
 - (五) 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の二第一項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。
 - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間
- 一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

| | | |
|---------|--------------------------------------|-----------|
| 漁港の名称 | 甲種漁港施設の名称 | 甲種漁港施設の場所 |
| 見 島 漁 港 | 宇津可動橋、本村可動橋、宇津スボーク広場 宇津人工海浜及び宇津多目的広場 | 萩 市 |

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。

(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二四五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年四月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

県立学校ネットワーク用端末機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年八月三十一日

(四) 納入場所

山口県立安下庄高等学校ほか六十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局物品管理課

(三) 受領期限

平成十八年六月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年六月五日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十八年六月五日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自書)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 一井 関成
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要領
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をある場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of terminals for the prefectural school computer network
 - (3) Delivery period: August 31, 2006
 - (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Agenesho Senior High School and 68 other places
 - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M., June 2, 2006
- (In case of bringing a tender: 11: 00 A.M., June 5, 2006)



山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年四月二十五日

山口県選挙管理委員会 会長 櫻田 隆司

| 政治団体の名称 | 代表者の名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | その他の事項 | 備考(届出日) |
|-----------------------|-------|----------|-------------------|-----------------------------------|----------|
| 国民新党憲友会 山口県支部 | 兼田 明 | 繁永 光彦 | 柳井市伊陸4709の2 | 1以上の市町村の区域として設けられた政令(国民新党)の支部 | 平成18、3、9 |
| 自由民主党山口県支部 長門市第一支部 | 大西 倉雄 | 中川 和行 | 長門市日置上5882の4 | 1以上の市町村の区域を単位として設けられた政令(自由民主党)の支部 | " " 1 |
| 阿部義美後援会 | 藤本 博 | 宇野 光代 | 萩市大字明木775 | | " " 28 |
| 河崎運後援会 | 河崎 郁男 | 三町 力 | 宇部市大字広瀬644 | | " " 17 |
| 至誠会 | 谷村 善彦 | 林山 健二 | 熊毛郡田布施町大字麻郷3226の3 | | " " 24 |
| T E A M 新一步。 | 野田 文央 | 伊藤 央 | 防府市天神1丁目1番25号 | | " " 20 |
| 福田良彦後援会 田手支部 | 山本 隆信 | 寺岡 吉輔 | 玖珂郡由宇町中央2丁目20番2号 | | " " 3 |
| 村上みつのり後援会 | 村上 満典 | 村上 澄江 | 山口市宮野下16100の1 | | " " 1 |
| 山本哲朗をばげます会 | 山本 哲朗 | 山本 竹子 | 玖珂郡玖珂町6130 | | " " 10 |
| 山本俊昭後援会 | 國安 克行 | 山本 裕一 | 山口市小郡上郷2623の1 | | " " 14 |

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の第三項に於て規定するに
あつた政治団体の運動事項は、次のとおりとする。

平成十八年四月二十五日

山口県選挙管理委員会 選挙田 畑 岡

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動内容 | | 備考 (年月日) |
|------------------|-------|------------------|--------------------|-------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党上関支部 | 事務所 | 熊毛郡上関町大字室津1010の1 | 熊毛郡上関町大字長島573 | 平成18、3、9 |
| 自由民主党徳山支部 | " | 周南市東山町12番40号 | 周南市河東町9番3号 | " 2、21 |
| 自由民主党21世紀山口をつくる会 | 代表者 | 高木 昭美 | 林 實治 | " 2、21 |
| | 事務所 | 下関市向洋町3丁目11番26号 | 吉敷郡小郡町大字上郷4070の1 | " 3、20 |
| 自由民主党萩支部 | 代表者 | 田中 文夫 | 新谷 和彦 | " 29 |
| | " | 河村 重昭 | 池田 良幸 | " 29 |
| 自由民主党本郷支部 | 会計責任者 | 笹川 晴美 | " | " 9 |
| | 事務所 | 玖珂郡本郷村大字本郷2107の4 | 玖珂郡本郷村大字本谷975 | " 9 |
| 自由民主党瀬刺師支部 | " | 山口市吉敷3325の1 | 山口市大字吉敷3325の1 | " 6 |
| 自由民主党山口県阿武郡第一支部 | 会計責任者 | 波田 治巳 | 小河 道子 | " 13 |
| | 名称 | 自由民主党山口県岩国市第三支部 | 自由民主党山口県玖珂郡第一支部 | " 27 |
| | 事務所 | 岩国市周東町三丁目2393の15 | 玖珂郡周東町大字下久原2393の15 | " 27 |
| 自由民主党山口県岩国市第四支部 | 名称 | 自由民主党山口県岩国市第四支部 | 自由民主党山口県玖珂郡第二支部 | " " |
| | 事務所 | 岩国市錦町広瀬48の1 | 玖珂郡錦町大字広瀬48の1 | " " |
| 自由民主党山口県L.P.ガエ支部 | 会計責任者 | 古川 晃 | 山重 茂 | " 3 |

| | | | | |
|--------------------|-------|-----------------|-------------------|--------|
| 自由民主党山口県大島郡第一支部 | " | 江本 正 | 村上 文朗 | " 30 |
| 自由民主党山口県自動車販売支部 | 代表者 | 上野 正人 | 久光 彰 | " 7 |
| 自由民主党山口県周南市第一支部 | 事務所 | 周南市東山町12番40号 | 周南市河東町9番3号 | " 2、21 |
| 自由民主党山口県宅建支部 | " | 山口市小郡黄金町5番16号 | 吉敷郡小郡町黄金町5番16号 | " 3、1 |
| 自由民主党山口県電気通信支部 | 会計責任者 | 松井 茂喜 | 堂本 昭男 | " 10 |
| | 事務所 | 山口市小郡上郷1681の36 | 吉敷郡小郡町大字上郷1681の36 | " 10 |
| 自由民主党山口県道路安全施設協会支部 | 会計責任者 | 瀬来 元子 | 徳光 武明 | " 29 |
| 自由民主党山口県農業団体支部 | " | 本廣 昭三 | 大西 紀夫 | " 14 |
| 自由民主党山口県美容政治連盟支部 | 事務所 | 山口市小郡下郷2314の1 | 吉敷郡小郡町大字下郷2314の1 | " 2 |
| 自由民主党山口県山口市第四支部 | 名称 | 自由民主党山口県山口市第四支部 | 自由民主党山口県吉敷郡第一支部 | " 14 |
| | 事務所 | 山口市小郡下郷1437の4 | 吉敷郡小郡町大字下郷1437の4 | " 14 |
| 自由民主党理容支部 | " | " 2314の1 | " 2314の1 | " 2 |
| 秋野哲範後援会 | 代表者 | 藤井 勝 | 上田 延一 | " 9 |
| 秋山政研会 | 会計責任者 | 津村 敏克 | 三原 逸雄 | " 31 |
| 秋山哲朗後援会 | " | " | " | " " |
| 阿知須商工政治連盟（貴船会） | 代表者 | 原田 勝昭 | 野村 大象 | " " |
| | 会計責任者 | " | 古谷 善正 | " 30 |
| | 事務所 | 山口市阿知須4233の31 | 吉敷郡阿知須町4233の31 | " 30 |
| 有道典広後援会 | 会計責任者 | 三春 大作 | 大倉 仁 | " 14 |
| | 代表者 | 重本 拓 | 亀田 義信 | " 23 |
| いぎた博已後援会 | 代表者 | 重本 拓 | 亀田 義信 | " 23 |

| | | | | |
|--------------|-------|----------------------------|--------------------------|--------|
| 維新政党・新風山口県本部 | 代表者 | 三好 克彦 | 高橋 令司 | |
| | 会計責任者 | 中村 康二 | 牧 憲彦 | " " 30 |
| いとう博後援会 | " | 山田 等 | 鈴木 由男 | " " 22 |
| | " | 勝谷 悦子 | 伊藤 実 | " " 22 |
| 伊藤博彦後援会 | 事務所 | 山陽小野田市 大字厚狭22の1 | 厚狭郡山陽町 大字厚狭22の1 | " " 17 |
| | 事務所 | 山陽小野田市 大字厚狭22の1 | 厚狭郡山陽町 大字厚狭22の1 | " " 17 |
| 今津誠一後援会 | 会計責任者 | 今津 文子 | 徳永 光行 | " " 29 |
| | 代表者 | 斎藤 博 | 谷口 吉夫 | " " 29 |
| 今本克己後援会 | 代表者 | 宇部市西本町 2丁目13番8号 | 宇部市中村3 丁目10番46号 | " " 1 |
| | 事務所 | 宇部市西本町 2丁目13番8号 | 宇部市中村3 丁目10番46号 | " " 1 |
| 岩城精二後援会 | " | 山口市小郡下 郷1512の1 | 吉敷郡小郡町 大字下郷1512の1 | " " 27 |
| | " | 山口市小郡下 郷1512の1 | 吉敷郡小郡町 大字下郷1512の1 | " " 27 |
| 岩城精二政治経済研究所 | " | " | " | " " " |
| | " | " | " | " " " |
| 上野一成後援会 | " | " 阿知須 3495の5 | " 阿知須 町3495の5 | " " 20 |
| | " | " 阿知須 3495の5 | " 阿知須 町3495の5 | " " 20 |
| 氏永創三郎後援会 | " | 山陽小野田市 赤崎2丁目20 番13号 | 小野田市赤崎 2丁目20番13 号 | " " 29 |
| | " | 山陽小野田市 赤崎2丁目20 番13号 | 小野田市赤崎 2丁目20番13 号 | " " 29 |
| 宇田川幸作後援会 | " | 萩市川上54474 | 阿武郡川上村 5474 | " " 22 |
| | " | 萩市川上54474 | 阿武郡川上村 5474 | " " 22 |
| 宇部民社協会 | 会計責任者 | 堀 賢治 | 氏原 秀城 | " " 20 |
| | 事務所 | 堀 賢治 | 氏原 秀城 | " " 20 |
| えとう弘光後援会 | " | 西原千鶴子 | 河本 建二 | " " 23 |
| | " | 西原千鶴子 | 河本 建二 | " " 23 |
| 江原こうじ後援会 | 事務所 | 山口市小郡大 江町1番27号 | 吉敷郡小郡町 大江町1番27 号 | " " 31 |
| | 事務所 | 山口市小郡大 江町1番27号 | 吉敷郡小郡町 大江町1番27 号 | " " 31 |
| 大田敬三郎後援会 | " | 大島郡周防大 島町大字久賀 2521の1 | 大島郡久賀町 大字久賀2521 の1 | " " 20 |
| | " | 大島郡周防大 島町大字久賀 2521の1 | 大島郡久賀町 大字久賀2521 の1 | " " 20 |
| 王田威博後援会 | 会計責任者 | 王田 英子 | 吉田キミコ | " " 23 |
| | 事務所 | 大島郡周防大 島町大字西屋 代85の2 | 大島郡大島町 大字西屋代85 の2 | " " 23 |

| | | | | |
|---------------|-------|--------------------------|--------------------------|--------|
| 大野隆嗣後援会 | " | 岩国市美川町 南桑2179の2 | 玖珂郡美川町 大字南桑2179 の2 | " " 22 |
| | " | 岩国市美川町 南桑2179の2 | 玖珂郡美川町 大字南桑2179 の2 | " " 22 |
| 尾崎隆則後援会 | " | 周南市新清光 台1丁目7番 20号 | 熊毛郡熊毛町 大字中村777 の84 | " " 16 |
| | " | 周南市新清光 台1丁目7番 20号 | 熊毛郡熊毛町 大字中村777 の84 | " " 16 |
| かわさき孝昭後援会 | " | 柳井市神代 4300の1 | 玖珂郡大島町 大字神代4300 の1 | " " 23 |
| | " | 柳井市神代 4300の1 | 玖珂郡大島町 大字神代4300 の1 | " " 23 |
| 河村たけおを支える会 | 代表者 | 藤井 允雄 | 岡崎 清隆 | " " 28 |
| | 会計責任者 | 藤井 允雄 | 岡崎 清隆 | " " 28 |
| 菊池隆次後援会 | 代表者 | 宮本 悦子 | 三吉 豊子 | " " 28 |
| | 事務所 | 宮本 悦子 | 三吉 豊子 | " " 28 |
| 下松市政研究会 | 代表者 | 松本 信子 | 佐々野清二 | " " " |
| | 事務所 | 松本 信子 | 佐々野清二 | " " " |
| 倉田正史後援会 | 代表者 | 岩山 益 | 浅井 勇 | " " 29 |
| | 事務所 | 岩山 益 | 浅井 勇 | " " 29 |
| 敬政会 | 代表者 | 岩国市玖珂町 1167 | 玖珂郡玖珂町 1167 | " " 31 |
| | 事務所 | 岩国市玖珂町 1167 | 玖珂郡玖珂町 1167 | " " 31 |
| 啓友会 | " | 桔梗穂稚枝子 | 谷田 宏二 | " " 31 |
| | " | 桔梗穂稚枝子 | 谷田 宏二 | " " 31 |
| 建成会 | " | 波田 治巳 | 小河 道子 | " " 13 |
| | " | 波田 治巳 | 小河 道子 | " " 13 |
| 小河啓祐後援会 | 代表者 | 野稲 保男 | 玖珂郡錦町大 字広瀬48の1 | " " 27 |
| | 事務所 | 野稲 保男 | 玖珂郡錦町大 字広瀬48の1 | " " 27 |
| 小竹伸夫後援会 | 代表者 | 美祢市大嶺町 奥分3426の6 | 中山 修 | " " 31 |
| | 事務所 | 美祢市大嶺町 奥分3426の6 | 中山 修 | " " 31 |
| 小浜俊昭後援会 | 代表者 | 美祢市伊佐町 伊佐4598の6 | 美祢市伊佐町 伊佐4598の6 | " " 28 |
| | 事務所 | 美祢市伊佐町 伊佐4598の6 | 美祢市伊佐町 伊佐4598の6 | " " 28 |
| 小林訓二後援会 | 代表者 | 永見 晋一 | 清水 英治 | " " 10 |
| | 事務所 | 永見 晋一 | 清水 英治 | " " 10 |
| 柴田としあき後援会 | 代表者 | 山口市宮野下 3008の1 | 山口市大字宮 野下3008の1 | " " 20 |
| | 事務所 | 山口市宮野下 3008の1 | 山口市大字宮 野下3008の1 | " " 20 |
| 下井洋美後援会 | 代表者 | 堀 賢治 | 氏原 秀城 | " " " |
| | 事務所 | 堀 賢治 | 氏原 秀城 | " " " |
| 十分な情報と説明を求める会 | 代表者 | 宇部市大字矢 矧4439 | 厚狭郡備前大 字矢矧439 | " " 23 |
| | 事務所 | 宇部市大字矢 矧4439 | 厚狭郡備前大 字矢矧439 | " " 23 |
| 秋芳の未来をひらく会 | 代表者 | 山陽小野田市 中央4丁目3 番21号 | 小野田市中 央4丁目3番24 号 | " " 10 |
| | 事務所 | 山陽小野田市 中央4丁目3 番21号 | 小野田市中 央4丁目3番24 号 | " " 10 |

| | | | | | | |
|-----------------|-----------|---------------------------|----------------------------------|---|---|----|
| 白井博文後援会 | " | 山陽小野田市 日の出4丁目 2番15号 | 小野田市日の 出4丁目2番 15号 | " | " | 31 |
| しらみず君子後援会 | 代 表 者 | 佐々木美都喜 | 宇丹 信子 | " | " | 16 |
| | 会 計 責 任 者 | 藤井 泰代 | 藤井 栄子 | " | " | 16 |
| 末貞伴治郎後援会 | 事 務 所 | 山口市秋穂西 3323 | 吉敷郡秋穂町 西3323 | " | " | 10 |
| 須子藤吉朗後援会 | " | 仁保下 郷1519 | 山口市大字仁 保下郷1519 | " | " | 17 |
| 砂田正和後援会 | 代 表 者 | 川口 勝 | 堤 康廣 | " | " | 27 |
| 政治結社志士の會 | 会 計 責 任 者 | 福田 達也 | 岩本 達也 | " | " | 30 |
| | 会 計 責 任 者 | 古川 晃 | 山重 茂 | " | " | 3 |
| 全国LPカ又政治連盟山口県支部 | 会 計 責 任 者 | 古川 晃 | 山重 茂 | " | " | 3 |
| 竹本貞夫後援会 | 事 務 所 | 山陽小野田市 大字西高泊 2487 | 小野田市大字 西高泊2487 | " | " | 29 |
| 田中いそし後援会 | 名 稱 | 田中いそし後 援会 | 二十一世紀の 三隅を考ふる 田中いそし後 援会 | " | " | 31 |
| | 事 務 所 | 長門市三隅上 4647 | 大津郡三隅上 4647 | " | " | 31 |
| 田中和末後援会 | 代 表 者 | 河本 秋芳 | 三浦 好男 | " | " | 30 |
| | 会 計 責 任 者 | 田中喜久子 | 山本 秋雄 | " | " | 30 |
| 田中良後援会 | 代 表 者 | 金谷 梁作 | 堀 弥三郎 | " | " | 27 |
| | 会 計 責 任 者 | 田中 勝彦 | 箱嶋 隆嘉 | " | " | 14 |
| 近間一義後援会 | 事 務 所 | 山陽小野田市 大字有帆858 の1 | 小野田市大字 有帆858の1 | " | " | 29 |
| | 代 表 者 | 重回 伸明 | 山本 孝一 | " | " | 3 |
| 豊中俊行後援会 | 事 務 所 | 玖珂郡由宇町 南町2丁目1 番16号 | 玖珂郡由宇町 5826 | " | " | 3 |
| | 代 表 者 | 山陽小野田市 大字都443の 1 | 厚狭郡山陽町 大字都443の 1 | " | " | 20 |
| 長尾弘行後援会 | " | 長門市油谷新 別名723の2 | 大津郡油谷町 大字新別名 723の2 | " | " | 23 |

| | | | | | | |
|---------------|-----------|---------------------------|--------------------------|---|---|----|
| 中島裕一後援会 | " | 山口市小郡下 郷1215の12 | 吉敷郡小郡町 の12 | " | " | 27 |
| 中島好人後援会 | " | 山陽小野田市 大字有帆509 の307 | 小野田市大字 有帆509の307 | " | " | 31 |
| ながとクワン会議 | " | 長門市油谷新 別名1009の1 | 大津郡油谷町 1009の1 | " | " | " |
| 二井せきなり楠後援会 | " | 宇部市大字船 木340の1 | 厚狭郡船木 大字船木340の 1 | " | " | 17 |
| 西島孝一後援会 | 会 計 責 任 者 | 野村 一元 | 戸嶋 重成 | " | " | 24 |
| 日本共産党形岡あきら後援会 | 事 務 所 | 周南市辻町1 番11号 | 周南市大字中 須南2290 | " | " | 31 |
| 畑原基成後援会 | " | 岩国市錦町広 瀬448の1 | 玖珂郡錦町大 字広瀬448の1 | " | " | 27 |
| 林哲也後援会 | " | 下関市菊川町 大字日新235 | 豊浦郡菊川町 大字日新235 | " | " | 30 |
| 原昌克後援会 | " | 山口市吉敷 2539の26 | 山口市白石2 丁目5番33号 | " | " | 29 |
| 原田清後援会 | " | 須3606 阿知 | 吉敷郡阿知須 町3606 | " | " | 30 |
| 原田茂樹後援会 | " | 小郡 大字上郷4073 の1 | 小郡町 大字上郷4073 の1 | " | " | 9 |
| 平中政明後援会 | " | 山陽小野田市 大字厚狭244 の1 | 厚狭郡山陽町 大字厚狭244 の1 | " | " | 3 |
| 福田けんご後援会 | 会 計 責 任 者 | 福田 藤吾 | 福田 緑 | " | " | 27 |
| 藤井信義後援会 | 事 務 所 | 長門市日置上 4146 | 大津郡日置町 4146 | " | " | 29 |
| 藤生通陽後援会 | " | 山口市秋穂東 3266 | 吉敷郡秋穂町 東3266 | " | " | 31 |
| 藤岡利康後援会 | " | 岩国市周東町 下久原1004 | 玖珂郡周東町 大字下久原 1004 | " | " | 24 |
| 藤沢こうじを支援する会 | " | 柳井市伊保庄 4483の11 | 柳井市大字伊 保庄4483の11 | " | " | 13 |
| 松浦正人を支える会 | 会 計 責 任 者 | 藤村 裕一 | 高田 敦子 | " | " | 30 |
| 松本久次後援会 | 事 務 所 | 岩国市錦町広 瀬1080の10 | 玖珂郡錦町大 字広瀬1080の 10 | " | " | 27 |
| みやもと昭義後援会 | " | 美和町 生見2189 | 美和町 大字生見2189 | " | " | 23 |

| | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|---------------|------------------|------|---------------|----|
| むねまさ久明後援会 | 代表者 | 事務所 | 543 | 由宇町南3丁目11番22号 | 543 | 由宇町南3丁目11番22号 | 29 |
| 柳井民社協会 | 代表者 | 事務所 | 柳井市柳井1578の8 | 柳井市大字柳井1578の8 | 13 | | |
| 山口県行政書士政治連盟 | 代表者 | 事務所 | 加来真由美 | 永久 宣夫 | 1 | | |
| 山口県傷痍軍人会政治連盟 | 代表者 | 事務所 | 中尾 治明 | 村岡 邦明 | 2、22 | | |
| 山口県石油政治連盟 | 代表者 | 事務所 | 山口市小郡高砂町3番10号 | 吉敷郡小郡町高砂町3番10号 | 3、17 | | |
| 山口県農協農政推進連盟 | 代表者 | 事務所 | 本廣 詔三 | 大西 紀夫 | 14 | | |
| 山口県美谷政治連盟 | 代表者 | 事務所 | 山口市小郡下郷2139 | 吉敷郡小郡町大字下郷2139 | 29 | | |
| 山口県藤井基之築利師後援会 | 代表者 | 事務所 | 吉敷郡小郡町金町5番16号 | 吉敷郡小郡町吉敷金町5番16号 | 6 | | |
| 山口県不動産政治連盟 | 代表者 | 事務所 | 吉敷郡小郡町3325の1 | 吉敷郡小郡町大字小郡2314 | 6 | | |
| 山口県築利師連盟 | 代表者 | 事務所 | 吉敷郡小郡下郷2314の1 | 吉敷郡小郡町大字下郷2314の1 | 7 | | |
| 山口県理容政治連盟 | 代表者 | 事務所 | 秋穂西 3317の4 | 秋穂西 3317の4 | 13 | | |
| 山口県政経研究会 | 代表者 | 事務所 | 西田 健一 | 山根 光晴 | 9 | | |
| 山口民社協会 | 代表者 | 事務所 | 山口市吉敷3031の61 | 山口市大字吉敷3031の61 | 7 | | |
| 山口民主クラブ | 代表者 | 事務所 | 駅通1丁目7番26号 | 駅通1丁目9番14号 | 1 | | |
| 山根幹夫後援会 | 代表者 | 事務所 | 山本 幹代 | 米原 加穹 | 15 | | |
| 山本功後援会 | 代表者 | 事務所 | 岩国市玖珂町6130 | 玖珂郡玖珂町6130 | 20 | | |

| | | | | |
|----------------|--------|----------|-------------------|-------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 |
| 山本秀公後援会 | " | " | 山口市徳地堀2745 | " 31 |
| 阿川照平後援会 | 阿川 照平 | 阿川 綱子 | 山陽小野田市中央3丁目2番13号 | 平成18年3月28日 |
| 阿座上和徳後援会 | 野村 有二 | 藤田 文則 | 萩市大字紫福7206 | 平成17年12月31日 |
| 阿知須商工政治連盟(貴船会) | 原田 勝昭 | 原田 勝昭 | 山口市阿知須4233の31 | 平成18年3月23日 |
| 一原英樹後援会 | 一原 英樹 | 一原 英樹 | 周南市大字鹿野上1559 | 平成17年11月31日 |
| いわただ辰雄後援会 | 末弘 兼生 | 貞益 正治 | 光市大字岩田2503の6 | " 12月 " |
| 梅田知賀子後援会 | 矢野 冬子 | 椎木 一雄 | 山口市湯田温泉1丁目9番5号 | " " |
| 江原こうじ後援会 | 岡田 雅裕 | 瀬原 静江 | " 小郡大江町1番27号 | " 25 " |
| 大草正敏後援会 | 藤崎 恒頼 | 古屋 敏枝 | 萩市大字浜崎町87の2 | " 31 " |
| 阿村肇後援会 | 村岡 宏 | 中野 常雄 | 長門市油谷河原624の1 | " 10 " |
| 小野たけし後援会 | 山見 庄一 | 白松 英夫 | 阿武郡阿東町大字徳佐中3836の3 | 平成18年2月28日 |
| 片山秀行後援会 | 神田 初男 | 片山 信幸 | 熊毛郡上関町大字長島3748 | 平成17年12月31日 |
| 兼本昇後援会 | 末武 政亮 | 相本 晋一 | 萩市大字椿東6455 | " " |
| 輝誠会 | 渡邊 輝明 | 渡邊 久夫 | 周南市大字馬神11911の1 | " 4、1 " |

山口県選挙権者登録関係資料(平成18年4月1日現在)

各選挙区別選挙権者名簿(平成18年3月28日現在)第17号第1頁の製図に準じ、選挙区別選挙権者名簿を掲載する。次のおおじいさん。

平成18年4月1日現在

山口県選挙権者登録関係資料(平成18年4月1日現在) 山口 2

| | | | | |
|---------------|-------|-------|------------------|----------------|
| 木村一彦後援会 | 吉村尚治郎 | 吉武つとむ | 防府市岩畠2丁目5番30号 | " 12、10 |
| 倉増たくお後援会 | 岡村 文雄 | 前野伊三夫 | 美祿郡美東町大字大田2202の3 | 平成18、 1、1 |
| 坂田洋祐後援会 | 中村 彰臣 | 塚本 肇道 | 山口市阿知須6604 | 平成17、 12、31 |
| さわやか会 | 角 里美 | 南波 敏明 | 岩国市錦町須川212 | 平成18、 3、26 |
| 山陽町を明るくする会 | 松岡 邦弘 | 泉 三郎 | 山陽小野田市大字植生2115 | 平成17、 12、21 |
| 須川いぐみ後援会 | 松原 茂 | 松本 正 | 山口市小郡下郷1329の1 | " " 18 |
| 角里美後援会 | 谷 彰 | 南波 敏明 | 岩国市錦町須川212 | 平成18、 3、26 |
| つかもと誠治後援会 | 藤弘 遼夫 | 藤重 数雄 | 柳井市古開作434の1 | " " 20 |
| 椿照孝後援会 | 原田 義忠 | 椿 照孝 | 萩市大字上小川西分2432の1 | 平成17、 12、30 |
| 長尾弘行後援会 | 長尾 行雄 | 辻村 要司 | 山陽小野田市大字都4430の1 | 平成18、 3、26 |
| 中司正彦後援会 | 下駄 健司 | 中司ナオミ | 宇部市東梶返3丁目14番25号 | 平成17、 12、31 |
| 長谷正幸後援会 | 田中 修 | 上尾 博臣 | 岩国市周東町西長野919 | 平成18、 3、1 |
| 日本共産党尾上より子後援会 | 松永 武之 | 尾上 頼子 | 山口市小郡下郷3730の1 | 平成17、 12、10 |
| 平田たけし後援会 | 平田 武 | 宮崎 正知 | 山陽小野田市中川3丁目12番8号 | " " 10、1 |
| 福田美治後援会 | 中野 尊治 | 中野 匡巳 | 長門市日置下6の4 | " " 12、" |
| 福谷泰男後援会 | 村本 一昭 | 前田 直二 | 柳井市神代4507の3 | " " 31 |
| 増浜哲之後援会 | 増浜 哲之 | 増浜由美子 | " 遠崎3250の1 | " " " |
| 松原みね子後援会 | 松原 峰子 | 松原 佳子 | 山口市小郡下郷26130の9 | 平成18、 3、28 |
| 村中靖洋後援会 | 小林 寛 | 下村 芳之 | 岩国市美和町佐坂193 | " " 26 |
| 山口県自治同志会 | 楳本 利光 | 杉山 博正 | 山口市大手町9番11号 | " " 2、28 |

| | | | | | |
|------------|-------|-------|----------|-------------|----------------|
| 山口県水落敬栄後援会 | 浜野 薫 | 牛嶋 勝次 | " | 旭通り1丁目11番6号 | " 3、30 |
| 山本俊昭後援会 | 國安 克行 | 小嶋慎一郎 | " | 小郡上郷26230の1 | " 2、1 |
| 横山潤一郎後援会 | 横山 清和 | 横山 勝美 | 萩市川上4678 | | 平成17、 12、31 |

山口県選挙権者名簿(第311号)

姓名簿登録正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による開票があつた資金管理団体の候補者等は、次のとおりである。

平成十八年四月二十五日

山口県選挙権者名簿課長 栗田 勉 印

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動の項目 | 異動の内容 | | 備考(届出年月) |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|------------------------|---------------------------|---------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 中島 裕一 | 山口市議会議員 | 裕政会 | 公職の種類 事務所 | 山口市議会議員 山口市小郡下郷1241 | 小郡町議会議員 吉敷郡小郡町大字下郷1241 | 平成18、 3、27 |

山口県選挙権者名簿(第311号)

姓名簿登録正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による開票があつた回覧票(印)の総計による選挙権者名簿登録団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年四月二十五日

山口県選挙権者名簿課長 栗田 勉 印

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体 | | | 備考(資金管理団体でなくつた旨の届出年月日) |
|-----------|---------|--------|---|----------------------|------------------------|
| | | 名 | 称 | 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 | |
| 角 里美 | 岩国市議会議員 | さわやか会 | | 岩国市錦町須川212 角 里美 | 平成18、 3、29 |

| | | | | | | | |
|------|----------------------|--------------|-----------------------|------|---|---|----|
| 平田 武 | 山口県小野田 市職会議 会長 | 平田たけし後 援会 | 山口県小野田市中川3丁 田12番8号 | 平田 武 | " | " | 20 |
|------|----------------------|--------------|-----------------------|------|---|---|----|

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出
があつた指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年四月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

| 資金管理団体の 指定の取消し の届出をした 者の氏名 | 公職の種類 | 資 金 管 理 団 体 | | 代表者の氏名 (併用可能) | 備 考 (併用可能) |
|-------------------------------------|-------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 岩城 精二 | 小郡町長 | 岩城精二政治経 済研究所 | 山口市小郡下郷1-5-15の5 | 岩城 精二 | 平成18、 3、27 |
| 藤生 通陽 | 秋穂町長 | 藤生通陽後援会 | " 秋穂東3266 | 藤生 通陽 | " " 31 |



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成十八年四月十三日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成十八年四月二十五日

山口県労働委員会会長 加藤 政 男

| 氏 名 | 略 歴 |
|-------|----------------------------|
| 加藤 政男 | 山口県労働委員会公益委員 山口県労働協会理事長 |
| 柳澤 旭 | 山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授 |
| 大田 明登 | 山口県労働委員会公益委員 弁護士 |

| | |
|-------|--|
| 北本 時枝 | 山口県労働委員会公益委員 税理士 |
| 中坪 清 | 山口県労働委員会公益委員 弁護士 |
| 大塚 健二 | 山口県労働委員会労働者委員 マツタ労働組合執行委員長 |
| 杉本 郁夫 | 山口県労働委員会労働者委員 トクヤマ労働組合執行委員長 |
| 中野 威 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長 |
| 長嶺 平治 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長 |
| 山田 正人 | 山口県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会山口県連合会執行委員長 |
| 浅野 正之 | 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問 |
| 大谷 憲史 | 山口県労働委員会使用者委員 東洋鋼鉄株式会社取締役下松工場次長 |
| 内藤 知則 | 山口県労働委員会使用者委員 サンデン交通株式会社常務取締役 |
| 山田 義裕 | 山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長 |
| 山中 直之 | 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事 |
| 小谷 典子 | 前山口県労働委員会公益委員 |
| 中山 修身 | 前山口県労働委員会公益委員 |
| 阿部 哲男 | 前山口県労働委員会労働者委員 |
| 須之内良夫 | 前山口県労働委員会労働者委員 |
| 吉木 英一 | 前山口県労働委員会労働者委員 |
| 猪塚 一夫 | 前山口県労働委員会使用者委員 |
| 井上 徹 | 前山口県労働委員会使用者委員 |
| 中田 士朗 | 前山口県労働委員会使用者委員 |
| 宮田 博喜 | 山口県労働委員会事務局長 |
| 東谷 博美 | 山口県労働委員会事務局次長 |

平成十八年四月二十五日印刷
平成十八年四月二十五日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）